

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第5号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 公益財団法人大阪府暴力追放推進センター

所管所属：市民局

通知を受けた日：令和5年11月8日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>1 本法人の財務報告について改善を求めたもの 今回の監査において、本法人の令和3年度の財務諸表を確認すると、基本財産の有価証券に対して、売却損及び評価損が生じているが、当該有価証券の購入にあたっての財源が明確になっていないにもかかわらず、全て一般正味財産増減の部の基本財産評価損益等に計上していた。</p> <p>[指摘事項1] 本法人は、有価証券の売却損益及び評価損益について、当該有価証券の財源を明確にし、その財源に沿って財務諸表に計上されたい。 また、過去の経緯、判断を整理したうえで、基本財産に関する財源処理（指定正味財産及び一般正味財産の区分）について、本法人内で文書化し、そのルールに従い決算処理を実施されたい。</p>	<p>今後は、公益法人会計基準及び同基準運用指針に則り、有価証券の購入にあたっての財源（指定正味財産及び一般正味財産）を明確にしたうえで、売却損益並びに評価損益をその財源に沿って財務諸表に計上する。 また、基本財産に関する財源処理について、ルールを文書化のうえ、令和5年度通常理事会、令和5年度定時評議員会にはかり、それぞれ議決承認された。今後はそれに従い決算処理を行う。</p>	措置済	令和5年6月15日
2	<p>2 本法人の経理規程について改善を求めたもの 今回の監査において、本法人の経理規程に基づいた経理事務を行っているかについて確認したところ、次の事実が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経理規程第7条第2項によれば、収支差額及び正味財産増減額は、それぞれ収支計算書、正味財産増減計算書において明瞭にしなければならないとされている。 しかし、本法人では、収支計算書を作成していなかった。</li> <li>・経理規程第5条によれば、センターの会計は、一般会計及び特別会計に区分し、さらにそれぞれ事業部門及び管理部門に区分して会計処理を行うものとすることとされている。また、同規程第32条によれば、会計責任者は、会計年度終了後、速やかに計算書類（会計区分ごとの収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）を作成し、理事長に提出しなければならないとされている。さらに、計算書類の様式は公益法人会計基準の運用指針に準拠して作成される必要がある。 しかし、本法人では、一般会計及び特別会計に、事業部門及び管理部門にそれぞれ区分して会計処理を行っていないかった。また、会計区分ごとの収支計算書及び貸借対照表を作成していなかった。さらに、会計区分ごとの正味財産増減計算書内訳書は作成されていたが、公益法人会計基準の運用指針に準拠した表示となっていなかった。</li> </ul>	<p>今回の監査結果を受け、現状業務の洗い出しを行い、あるべき事務を検討したうえで、次のように経理規程の各規定を見直した。</p> <p>①経理規程第7条第2項に係る指摘に対して、現在の公益法人会計基準の運用指針では、財務諸表に含まれていないため、第7条中の「収支計算書」にかかる表現を削除した。</p> <p>②経理規程第5条の指摘について、公益法人会計基準等に準拠し、会計区分名称を「公益目的事業会計」及び「法人会計」に改め、第5条中の「事業部門及び管理部門に区分して」を削除した。 また、経理規程第32条（決算書類の作成）において、第1号を削除し、第3号について、「会計区分ごとの」を削除した。 なお、正味財産増減計算書内訳表については、公益法人会計基準等の運用指針に準拠した表示にした。</p>	措置済	令和5年6月15日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>・経理規程第13条によれば、センターは、次に掲げる会計帳簿及び書類（以下「会計帳簿等」という。）を備え、複式簿記の原則に従って必要事項を整然かつ明瞭に記録しなければならないとされている。 しかし、本法人では、会計帳簿等のうち振替伝票について、伝票のナンバーコントロール等がなされていないため、明瞭とはなっていなかった。また、補助簿のうち現金出納簿及び銀行帳が作成されていなかった。</p> <p>・経理規程第17条によれば、金銭等の出納及び保管については、その適正を図るため、出納責任者を置くものとされており、同条第2項では、出納責任者は、会計責任者が任命するとされている。また、同規程第21条によれば、出納責任者は、現金の残高を毎日現金出納帳の残高と照合しなければならないとされている。 しかし、本法人では、出納責任者が任命されていなかった。また、小口現金の管理資料において、出納責任者が確認した証跡がなかった。</p> <p>・経理規程第25条第2項によれば、固定資産の固定資産台帳への計上区分について定めており、そのうち基本財産は有形固定資産で土地、建物、構築物等及び基本財産として定めた定期預金、有価証券等を計上することとされている。 しかし、本法人の固定資産台帳に定期預金及び有価証券等が記載されていなかった。</p> <p>[指摘事項2] 本法人は、経理規程について、必要に応じて公認会計士等の専門家から支援を受けて現状業務の洗い出しを行い、あるべき事務を検討したうえで経理規程を見直すとともに、公益法人会計基準及び経理規程に準拠した適切な事務処理が実施され、それを定期的に確認できる仕組みを構築されたい。</p>	<p>③経理規程第13条に係る指摘に対しては、現在使用している公益法人会計ソフトのデータ上の番号を振替伝票に記載することで、整然かつ明瞭に記録できるよう改めた。 また、現金出納簿により小口現金も合わせて使用することとした。 さらに、銀行帳についても作成した。</p> <p>④経理規程第17条に係る指摘に対しては、出納責任者を任命した。また、小口現金の管理資料（現金出納簿）において、出納責任者が確認及び確認印を押印するようにした。</p> <p>⑤経理規程第25条第2項に係る指摘に対しては、固定資産台帳に定期預金及び有価証券等を記載するように改めた。</p> <p>上記内容を実施するとともに、公益法人会計基準に準拠した経理規程及び会計処理になっているかなどについて、現在、公益認定業務の指導を委託している公認会計事務所が定期的に確認する仕組みを構築した。</p>	措置済	令和5年6月15日